

平成二十一年三月六日受領
答弁第一五四号

内閣衆質一七一第一五四号

平成二十一年三月六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画の消息についての外務省の説明に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画の消息についての外務省の説明に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の報告は公電でなされており、昨年六月五日に外務省において受信しているが、当該公電は秘密指定がなされており、お尋ねの到着時刻を明らかにすることは、秘密保全の体制に支障を及ぼすおそれがあることから、外務省としてお答えすることは差し控えたい。また、御指摘の報告においても「潮の舞」の所在に関する有力な情報が得られておらず、先の答弁書（平成二十年五月十三日内閣衆質一六九第三三〇号）二について等で繰り返し述べたとおり、断片的な情報をお答えすることで無用な誤解を与えるおそれがあることから、その内容についてはお答えを差し控えたい。

四及び五について

お尋ねについては、ウズベキスタン当局への要請等の方法により、引き続き調査を行っているところであるが、「潮の舞」の所在に関する有力な情報は得られていないことは、先の答弁書（平成二十一年二月十三日内閣衆質一七一第八九号）一から五までについてで述べたとおりである。

六について

現段階で、調査の終了時期について確たる見通しを述べることは困難であることは先の答弁書（平成二十年三月二十一日内閣衆質一六九第一七五号）一及び八から十までについて述べたとおりである。